

**富谷市子どもにやさしいまちづくり事業
実践行動計画
(令和7年度～9年度)**

令和7年3月
富谷市

目次

1. 計画の概要.....	1
(ア) 計画策定の背景と趣旨.....	1
(イ) 計画の位置づけ.....	3
(ウ) 計画の期間.....	3
2. 計画の基本的な考え方.....	4
(ア) 基本理念.....	4
(イ) 基本目標.....	4
(ウ) 施策の体系.....	5
3. 施策の展開.....	6
I. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち.....	6
II. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち.....	8
III. 子どもが友達と交流し、楽しく遊び学べるまち.....	9
IV. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち.....	11
V. 子どもに意見を聴き、まちづくりに活かせるまち.....	13
4. 計画の推進.....	15
(ア) 計画の推進体制.....	15
(イ) 計画の進行管理.....	15
(ウ) 計画の公表及び周知.....	15

「こども」と「子ども」の表記について

こども基本法では「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。同法では全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされています。これを踏まえ、本計画では、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除き「こども」を用いることとします。

1. 計画の概要

(ア) 計画策定の背景と趣旨

富谷市では、平成 29 年 1 月に「日本ユニセフ子どもにやさしいまちづくり作業部会」に参加して以降、子どもにやさしいまちづくり（CFC※1）の推進に取り組み、またそれと並行して“富谷市における子どもにやさしいまち”とはどのようなものかについて、CFC の理念や富谷市の地域性等を含め検討を続けてきました。そして平成 30 年 11 月 20 日世界こどもの日に、子どもの権利条約に基づいた「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、令和 3 年 12 月 17 日に日本初のユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI※2）実践自治体として承認を受け、本市での CFCI の推進に加え、他自治体や海外に向けても発信を行ってきました。それらの活動実績について日本ユニセフ協会 CFCI 委員会の評価を受け、令和 6 年 12 月には実践自治体として第二期の承認を受けています。

富谷市が目指す CFCI の姿については、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」において 5 つの柱として掲げており、こどもたちがまちの活動に参加し、こどもの力や声がまちづくりに活かされることを目標としています。この宣言の基盤となっている子どもの権利条約は世界で最も広く受け入れられている人権条約であり、全 40 条が定められています。こどもを“人権を持つ一人の人間”として捉え、こどもに関係のあることが決められる際には“こどもに最も良いことは何か”を第一に考えられるべきであると謳われています。この考え方はこども基本法にも取り入れられており、こどもが意見を表明して社会に参画できることが求められています。こどもの参画については、ユニセフが「意味のある参加（meaningful participation）」となるよう倫理面の検討も含めて行われるべきであると提唱していること、また、ロジャー・ハートは『子どもの参画』において「参画のはしご」という概念も提唱されています。この「参画のはしご」は、こどもの参画が形骸的なものに留まらないよう意識されるべきものとされています。これらを踏まえて本市においてもこどもの本質的な参画を保障し、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」5 つの柱、そして子どもの権利条約の具現化という CFCI の理念の達成を目指し、より一層の推進・深化を図る必要があります。

富谷市こども計画（とみやこどもにやさしいまちプラン）では、こどもの権利保障や意見聴取、参画について目標の 1 つとして掲げています。それに加え、より具体的な事業・取組について本実践行動計画を策定することで、CFCI 実践自治体における第二期の取組として、市役所における全庁横断的な取組からさらに広がりを持ち、市民や各関係団体への理解促進や取組の発展を図ることを狙いとし、推進していきます。

※1 CFC : Child Friendly Cities&Communities の略

※2 CFCI : Child Friendly Cities&Communities Initiatives の略

【意味のある参加 (meaningful participation)】

こどもの参加はそれ自体がこどもの権利であるとともに、ほかの権利が実現するための大切な手段である。こどもの参加についてはそれが実際の意思決定に何らかの影響を与えることが大切である。こどもの参加の際には倫理面の配慮も必要（国連こどもの権利委員会による基本的要件）であり、大人はこどもが意見を表しやすいよう分かりやすい情報を提供すること、また意見を聴いた結果についてこどもに報告することも大切である。（日本ユニセフ協会ホームページより）

【参画のはしご】

ロジャー・ハートによるこどもの参加をはしごに見立てて参画のレベルを捉える考え方。「操り参画」から「子どもが主体的に取り掛かり、大人と一緒に決定する」まで8段階が設定されており、こどもの参加が“形だけの参画”の場合、それは「非参画」に該当する。すべての状況下で最上段の参画が適切であるわけではなく、その場面や状況により適切な参画の度合いが保障されることがこどもの参画にとっては必要である。

参画のはしご

8	子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する	参画の段階
7	子どもが主体的に取りかかり、こどもが指揮する	
6	大人がしかけ、子どもと一緒に決定する	
5	子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられる	
4	子どもは仕事を割り当てられるが、情報は与えられている	
3	形だけの参画	非参画
2	お飾り参画	
1	操り参画	

（『こどもの参画』ロジャー・ハート、萌文社、2000）

(イ) 計画の位置づけ

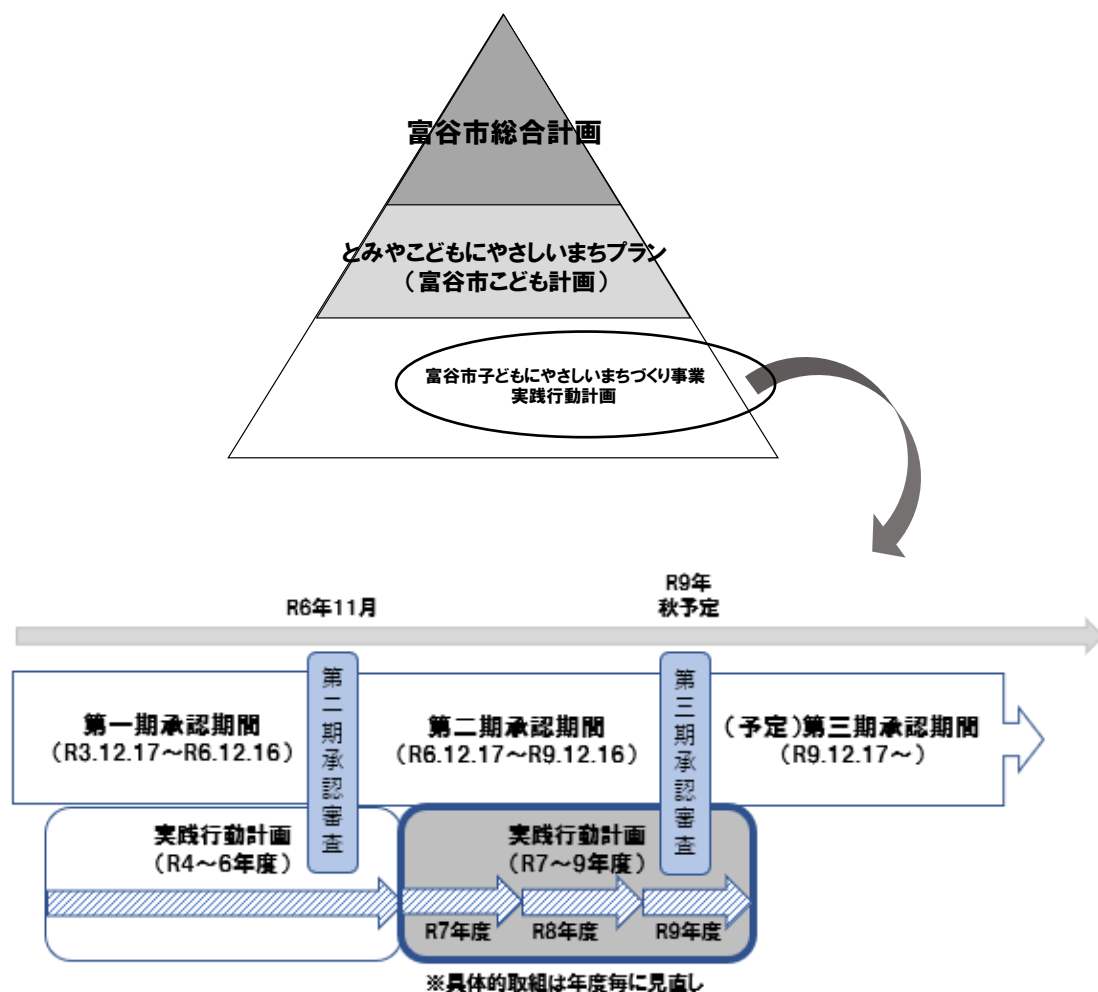
本計画は、本市における子どもにやさしいまちづくりを実現していくための具体的な行動計画として策定しています。

これまでのこどもに関連する取組を活かしながら、「富谷市総合計画」「富谷市こども計画」や令和7年度施行予定の（仮称）富谷市子どもにやさしいまちづくり条例、各種関連計画と連携・整合性を図っていきます。

(ウ) 計画の期間

本計画は、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体覚書」に基づき、令和7年度から令和9年度までを計画期間とします。なお、各課における取組の広がり等に対応するため、展開する施策については毎年見直しを加えながら計画を運用します。

【運用イメージ】



2. 計画の基本的な考え方

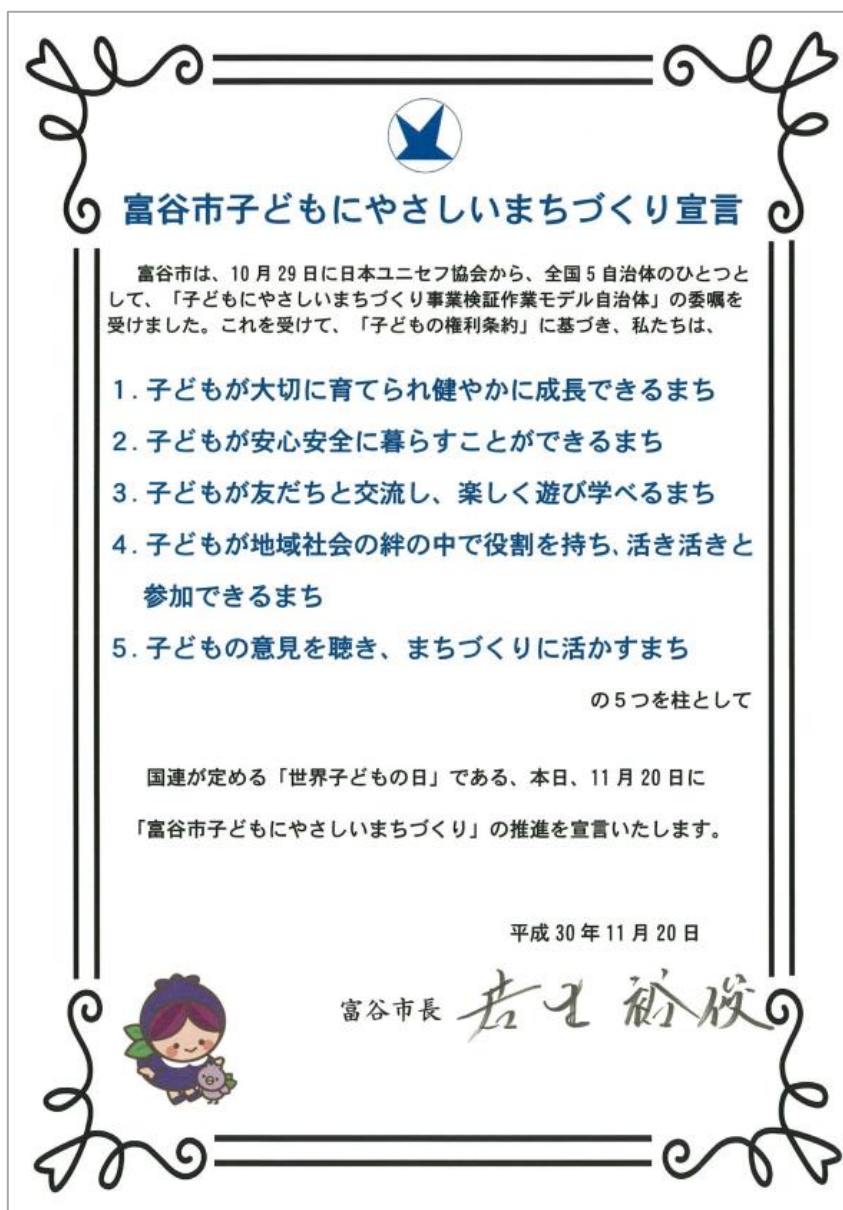
(ア) 基本理念

こどもたちがまちの活動に活発に参加し、
こどもの力やこどもの声が活かされるまち

富谷市の将来を担っていくこどもたちが、自分たちの手で富谷市をつくっていきけるよう、こどもたち自身の行動や発言を尊重し活かしていくまちづくりを行っていきます。

(イ) 基本目標

「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」の実現を目指します。



富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言

富谷市は、10月29日に日本ユニセフ協会から、全国5自治体のひとつとして、「子どもにやさしいまちづくり事業検証作業モデル自治体」の委嘱を受けました。これを受けて、「子どもの権利条約」に基づき、私たちは、

1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

の5つを柱として

国連が定める「世界子どもの日」である、本日、11月20日に
「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言いたします。

平成30年11月20日

富谷市長 



(ウ)施策の体系

基本目標Ⅰ 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち	
	目指す姿Ⅰ－ⅰ 常にこどもを意識する職員を育成する
	目指す姿Ⅰ－ⅱ こどもが触れるものに対して、意識を向けることができる
	目指す姿Ⅰ－ⅲ 子育て世帯に富谷市独自の助成をしている
基本目標Ⅱ 子どもが安心安全に暮らすことができるまち	
	目指す姿Ⅱ－ⅰ こどもが安心安全に暮らせるまちづくり（ハード面）
	目指す姿Ⅱ－ⅱ こどもが安心安全に暮らせるまちづくり（ソフト面）
基本目標Ⅲ 子どもが友達と交流し、楽しく遊び学べるまち	
	目指す姿Ⅲ－ⅰ こどもが学校以外のこどもと交流できる場づくり
	目指す姿Ⅲ－ⅱ こどもが楽しく学べる場づくり
基本目標Ⅳ 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち	
	目指す姿Ⅳ－ⅰ こどもが地域と交流できる場づくり
	目指す姿Ⅳ－ⅱ 子どもにやさしいまちづくりを地域社会に浸透させる活動
基本目標Ⅴ 子どもに意見を聴き、まちづくりに活かせるまち	
	目指す姿Ⅴ－ⅰ こどもが自由に意見を出せる体制整備
	目指す姿Ⅴ－ⅱ こどもの意見を拾い上げる機会づくり

3. 施策の展開

前述の基本目標の達成に向け、目指す姿に沿って主要な取組を推進します。

I. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち

i. 常にこどもを意識する職員を育成する

取組		概要	担当
職員および市民に向けた研修	継	CFCI の理念や目的について、市役所職員および市民、関係機関等に向けた理解促進・周知啓発を行うもの。	子育て支援センター 子育て支援課
地域連携担当教諭を配置	継	各学校に地域連携担当教諭を配置することで、家庭・地域との連携共同体制のもとに教育活動を行うもの。	学校教育課

ii. こどもが触れるものに対して、意識を向けることができる

取組		概要	担当
分かりやすい市公式ホームページへの記載	拡	各部署のページに掲載している「子どもにやさしいまちづくり事業」を一カ所で確認できるよう情報を集約し、情報の一元化を図るもの。	市長公室
広報とみやの発行	継	こどもを含む全市民に、視覚的に楽しんでもらえるような構成・色使いにして、効果的に情報を発信する広報を発行するもの。	市長公室
こどもの通学環境美化	継	不法投棄物の早期発見・回収、空き地雑草除去指導、飼い主・飼い犬マナーアップ看板の設置等を通して、こどもの通学路や住環境美化を維持するもの。	生活環境課
こどもが分かりやすい資料作成	継	こどもの目に触れる資料について、ルビをふる、イラストを添える等を行うことで、こどもを含む全市民に分かりやすい資料作成をするもの。	全庁

iii. 子育て世帯に富谷市独自の助成をしている

取組		概要	担当
産後ケア事業の実施	拡	産後ケア利用料の自己負担額を2割から1割に引き下げ、これまで上限15回であった利用上限回数を最大21回に拡充し実施するもの。	子育て支援センター
遠距離通学者への市民バス無料乗車証の発行	継	遠距離通学をしている市内小学生に対して、市民バスの無料乗車証を発行するもの。	企画政策課 学校教育課
任意予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）費用の助成	継	生後6ヶ月以上高校3年生相当までのこどもを対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行うもの。 また、満1歳から3歳未満のこどもを対象に、おたふくかぜ予防接種費用の助成を行うもの。	子育て支援センター
乳児見守りおむつ等お届け便事業の実施	継	子育て家庭の精神的・経済的負担の軽減を図り、次世代を担うこどもの健やかな成長を応援することを目的として、0歳児のお子さんを育児中の家庭向けに、無償宅配によるおむつ等の支給と配達員による見守り等を実施するもの。	子育て支援センター
学校給食費の完全無償化	継	公立の小中学校における給食費の完全無償化を引き続き実施するもの。	学校教育課

II. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち

i. こどもが安心安全に暮らせるまちづくり（ハード面）

取組		概要	担当
通学路への防犯カメラの設置	拡	こども等を狙った犯罪を未然に防止するため、通学路に防犯カメラを設置するもの。	防災安全課
道路・河川の適切な維持管理	継	市内の道路・河川を引き続き適切に維持管理するもの。	都市整備課
公園等の適切な維持管理	継	公園の遊具等を引き続き適切に維持管理するもの。	都市計画課
上下水道の適切な維持管理	継	水道管や水質を引き続き適切に維持管理するもの。	上下水道課
児童福祉施設や教育施設の適切な維持管理	継	保育所、児童クラブ、小中学校等を引き続き適切に維持管理するもの。	子育て支援課 教育総務課

ii. こどもが安心安全に暮らせるまちづくり（ソフト面）

取組		概要	担当
こども家庭センターの設置	新	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、こどもが安心して生活できるように母子保健機能と児童福祉機能が連携し、一体的に支援を行う「こども家庭センター」を設置するもの。	子育て支援課 子育て支援センター
5歳児健診実施に向けた準備	新	5歳児健診の実施を見据え、従事スタッフの研修や関係機関との連携に係る連絡調整等の体制整備を行うもの。	子育て支援センター
安心安全な給食の提供	継	食物アレルギーへの対応、給食で使用する食品の産地・放射線測定情報の掲載を行うもの。	学校教育課 農林振興課
街頭の交通安全指導・防犯パトロール	継	こどもの登下校時等に、街頭で交通安全指導や防犯パトロールを行うもの。	防災安全課
人権・行政・生活、消費者相談事業の実施	継	定期的に相談会を開設し、市民の各種相談に対応するもの。	市民協働課
相談体制の整備	継	こども家庭センターにおいて子育てや家庭内の相談に応じるもの。 学校教育においては、スクールカウンセラーを設置し、こどもからの相談に応じるもの。	子育て支援課 子育て支援センター 学校教育課

III. 子どもが友達と交流し、楽しく遊び学べるまち

i. こどもが学校以外のこどもと交流できる場づくり

取組		概要	担当
森の公園活性化実証事業の実施	新	年12回のイベントを実施。ツリーハウス等を活用した取組により、自然と触れ合う機会の創出や世代間の交流を図るもの。	都市計画課
とみやわくわくこどもミーティングの開催	継	市内すべての小学校の代表者が参加し、他校の児童と意見交換等を行うことで互いに学び合いながら交流の機会をもつもの。	市民協働課
あそびのひろばの実施	継	月に2回程度、とみや子育て支援センターを開放し、子育て世帯同士のコミュニケーションの場として実施するもの。	子育て支援センター
とみや子育てサロンの実施	継	保護者の育児に対する負担緩和や児童の健全な育成を図るため、子育て相談及び子育て親子の交流の場を提供するもの。	子育て支援課
“とみやど”におけるこどもが楽しめるイベントの開催	継	本市の観光交流の拠点において、こどもが主体的に参加し楽しむことができるイベントを開催するもの。	産業観光課
生徒会サミットの実施	継	市内全中学校の生徒会役員が一堂に会し、ワークショップ等を通して、リーダーとしての資質を高めるとともに、地域の一員として中学生の社会参画への意識を高める契機として実施するもの。	学校教育課
スポーツ少年団結団式の実施	継	スポーツレクリエーションを通じて、団員の健康づくりと互いの交流・親睦を深めることを目的として実施するもの。	生涯学習課
ジュニアリーダー活動の実施	継	ジュニアリーダー(※)が、こども会活動や地域社会の振興を図るため、こども会行事や市主催事業に参加するもの。 ※こども会活動の支援及び地域活動等のボランティア活動を行っている、中学生・高校生の年少リーダー	生涯学習課

ii. こどもが楽しく学べる場づくり

取組		概要	担当
富谷高校の総合的探究学習への協力	継	富谷高校で実施している「総合的な探求の時間（T-time）」において、「持続可能な地域づくり」をテーマに、富谷高校生が課題研究を進めるための協力をするもの。	企画政策課
食育推進事業の実施	継	食(植)育推進事業「学ぼう・食べよう」教室や郷土料理の伝承を目的とする世代間交流事業「はちみつプロジェクト事業」による環境教育等を実施するもの。	健康推進課 農林振興課
こども向けゼロカーボン普及啓発イベントの開催	継	主に富谷の未来を担うこどもたち（親子）をターゲットにした体験型のワークショップや、楽しくカーボンニュートラルを学べるイベントの開催、水素燃料電池バス（FCバス）の展示等を実施し、ゼロカーボン及び水素エネルギーの普及啓発を行うもの。	企画政策課
赤十字研修会の実施	継	市内の中高生を対象とした赤十字研修会を通じて、赤十字の仕組みや活動について学び、理解を深める機会を設けるもの。	長寿福祉課
出前授業や学びへの支援	継	市内小学生等を対象とした出前授業や不登校特例校での里山における多様な学びへの支援を行うもの。	農林振興課
シンフォニータワーの開放	継	富谷の配水池である「シンフォニータワー」を開放することで、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業について協力を得ることを目的として実施するもの。	上下水道課

IV. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち

i. こどもが地域と交流できる場づくり

取組		概要	担当
富谷宿街道まつりに おいて、こどもが地域 と交流することがで きる機会の創出	新	イベント会場内において、こどもが楽しめるような催しを実施することで、地域交流を促すもの。	産業観光課
はじめての 100 か月育 ちビジョンによる取 組	新	乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々を繋ぐ活動を行うコーディネーターを養成し、実践するもの。	子育て支援センター
小学校児童クラブと の世代間交流の実施	継	小学校児童クラブのこどもと福祉健康センター利用者との月 1 回の定期的な交流会を開催し、世代間交流を図るもの。(福祉健康センター事業)	長寿福祉課
“とみやど”でこども が楽しめるイベント の開催 (再掲)	継	本市の観光交流の拠点において、こどもが主体的に参加し楽しむことができるイベントを開催するもの。	産業観光課
とみや子育てサロンの 実施 (再掲)	継	保護者の育児に対する負担緩和や児童の健全な育成を図るため、子育て相談及び子育て親子の交流の場を提供するもの。	子育て支援課
社会科副読本の機能 を有する地域学習ポ ータルサイトの運用	継	社会科副読本に代わる河北新報社と共同開発した地域学習ポータルサイトを効果的に運用しながら、地域学習の充実を図るもの。	学校教育課

ii. 子どもにやさしいまちづくりを地域社会に浸透させる活動

取組		概要	担当
広報とみやへの学校 紹介の掲載	新	こどもアンケートの意見の中から、希望のあった市内小・中学校の紹介コーナーを設けて、地域や他校へ学校活動の効果的な情報発信を行うもの。	市長公室
職員および市民に向 けた研修 (再掲)	継	CFCI の理念や目的について、市役所職員および市民、関係機関等に向けた理解促進・周知啓発を行うもの。	子育て支援センター 子育て支援課
各所での CFCI 紹介	継	市政懇談会や行政区長会議、視察等の場において、本市の CFCI 活動を紹介するもの。	各課

広報とみやへの掲載 (再掲)	継	こどもを含む全市民に、視覚的に楽しんでもらえるような構成・色使いにして、効果的に情報を発信する広報を発行するもの。	市長公室
-------------------	---	---	------

V. 子どもに意見を聴き、まちづくりに活かせるまち

i. こどもが自由に意見を出せる体制整備

取組		概要	担当
公園遊具更新時におけるこどもの意見の聴取	新	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具交換時に地元子供会等から意見聴取を行うもの。	都市計画課
学級憲章の導入	新	学級目標に子どもの権利条約を関連付けた「学級憲章」を全小中学校で導入し、お互いを認め合える関係性を構築するもの。	学校教育課
こどもの権利や意見尊重に関する条例の検討・制定	新	こどもの権利等について条例を定め、市民と共に本市の CFCI のより一層の推進を図るもの。	子育て支援センター
主権者教育の推進	拡	小・中・高校生を対象に身近な課題を自分のこととして考え議論し、合意形成を図ることの大切さや、地方議会・議員の役割を周知することを目的とした特設サイトを議会だよりやホームページを通じ紹介するもの。	議会事務局
職員および市民に向けた研修（再掲）	継	CFCI の理念や目的について、市役所職員および市民、関係機関等に向けた理解促進・周知啓発を行うもの。	子育て支援センター 子育て支援課
予算策定のプロセスや予算の使途についての広報紙等による情報発信	継	広報紙等による情報発信により、多くのこどもに行政活動への参加意識の醸成を促していくもの。	財政課

※本項目については、現時点で、直接的にこどもが自由に意見を出せる体制が整っていないため、次年度に向けた重点課題とする。

ii. こどもの意見を拾い上げる機会づくり

取組		概要	担当
第 4 期食育推進計画策定に向けた、こどもへのアンケートの実施（R7 調査）	新	第 4 期食育推進計画の策定にあたり、こどもに対し、アンケートを実施し意見を聴くもの。	健康推進課
富谷市複合図書館「ユートミヤ」運営への意見反映	新	「ユートミヤ」の運営に関してこどもの意見を反映させ、こどもが自分たちの居場所と感じられるようにするもの。	生涯学習課

新規遊具設置におけるこどもの意見聴取	新	公園の遊具導入時にこどもから意見を聴取する事務フローの検討を行うとともに関係機関との意見交換も合わせてすすめるもの。	都市計画課
第 2 期地域福祉計画策定に向けた、住民アンケートの実施(R7 調査)	拡	わくわくミーティングで寄せられた意見を取り入れ、第 2 期の策定に向け 18 歳以上の市民に加え、こども版アンケートを実施するもの。	長寿福祉課
生徒会サミットの実施（再掲）	継	市内全中学校の生徒会役員が一堂に会し、ワークショップ等を通して、リーダーとしての資質を高めるとともに、地域の一員として中学生の社会参画への意識を高める契機として実施するもの。	学校教育課
市民バスアンケートの実施	継	こどもを含む全市民に対して、利便性向上を目的としてアンケート調査を実施するもの。	企画政策課
児童クラブにおけるあそびのアンケートの実施	継	どんな児童クラブにしたいか、どんな活動をしたいかのアンケートを実施するもの。	子育て支援課
健康づくり事業についてのこどもへのアンケートの実施	継	健康づくり事業について、こどもに対し、アンケートを実施し意見を聴くもの。	健康推進課
とみやわくわくこどもミーティングの開催（再掲）	継	市内すべての小学校の代表者が参加し、他校の児童と意見交換等を行うことで互いに学び合いながら交流の機会をもつもの。	市民協働課
次期総合計画策定に係る意見聴取の機会づくり	継	次期総合計画策定にあたって、こどもを含む市民への意見聴取の機会を創出するとともに、総合計画審議会における中学生のオブザーバー参加を継続するもの。	企画政策課

4. 計画の推進

(ア) 計画の推進体制

富谷市子どもにやさしいまちづくり事業に全庁的・分野横断的に取り組むため、2つの会議を設置し、年次的に評価を行い、見通しや改善につなげる。

◆子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議

→計画や評価等について、公表を含めた関係議題の承認を行う

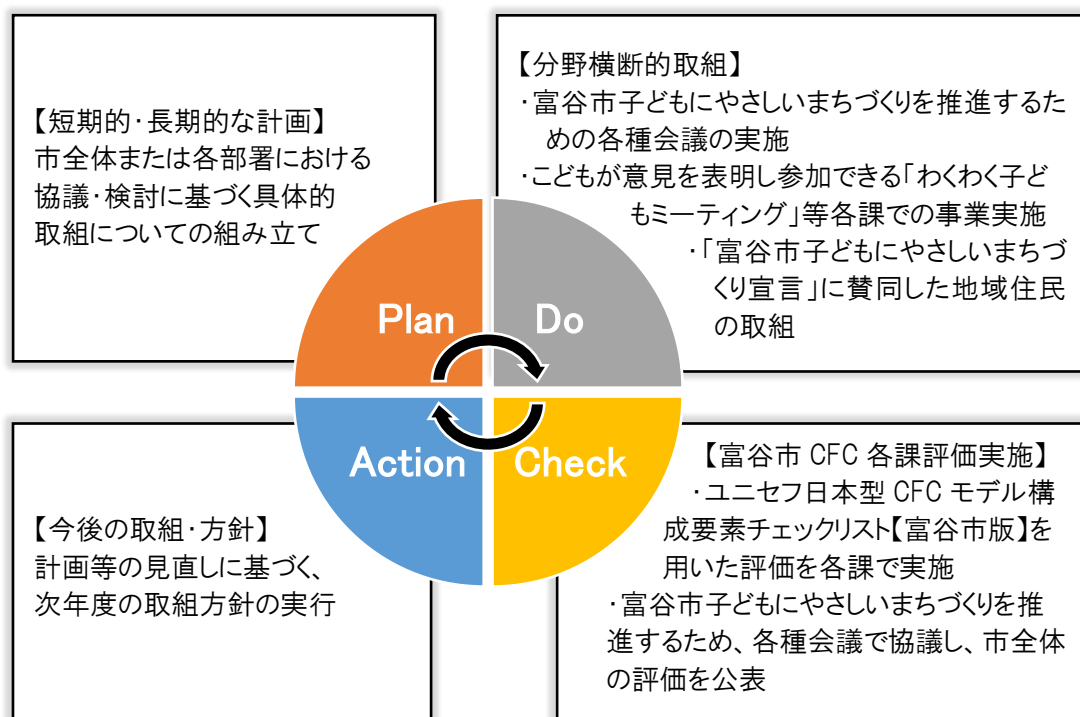
構成メンバー：各部（室・局）長

◆子どもにやさしいまちづくり推進に関する会議

→計画、評価等について、全庁的な意見集約や関係議題の協議を行う

構成メンバー：各筆頭課（室・局）長

(イ) 計画の進行管理



(ウ) 計画の公表及び周知

本計画は全職員に周知するとともに、市ホームページ等で公表します。